

# 公営企業経営室関係資料

## <水道事業>

- 水道事業における各都道府県の  
広域化検討体制の構築 …… 1

## <電気事業>

- 電力システム改革関係資料 …… 2

## <ガス事業>

- ガスシステム改革関係資料 …… 11



# 市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について

＜平成28年2月29日付 公営企業課長、公営企業経営室長連名通知＞

## (背景・経緯)

○水道事業の厳しい経営環境

⇒施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来

⇒人口減少に伴う料金収入の減少

○「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業三課室長通知) 経営戦略の策定にあたっては、広域連携についても経営基盤の強化の推進等を図るための一方策として検討するよう要請。

○「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)

各都道府県別の広域化検討体制の構築(水道)

○推進役としての都道府県への期待

市町村を包括する広域自治体として、広域連携について検討する場を提供する役割が期待されている。

## (通知内容)

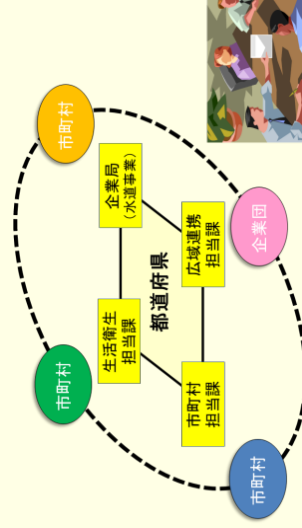
### 1. 広域連携に関する検討体制の構築等

(1)検討体制の構成

○都道府県(生活衛生担当課、市町村担当課、広域連携担当課及び企業局)

○各都道府県内すべての市町村、企業団及び一部事務組合等

※適宜、ブロック毎の検討体制も構築。その際には、連携中枢都市圏や定住自立圏などの既存の広域連携の枠組みにも留意。



(検討体制イメージ)

(2)検討体制の設置時期

28年度中の早期に検討体制を設置し、検討を始めることが望ましいこと。

(3)検討事項

①各市町村等の現状分析及び将来予測

②市町村等の水道事業の広域連携に関する検討

(留意点)

※できることから相互協力が重要であり、地域の実情に応じ、施設の共同設置や維持管理業務の共同委託等、幅広く検討すること。

※連携中枢都市圏や定住自立圏などの活用や広域連携が困難な地域における都道府県の補完についても検討すること。

※事務の代替執行や公の施設の区域外設置等の制度の活用など、地域の実情を踏まえつつ、幅広く検討すること。

※民間事業者が持つノウハウ等を有効活用するには、民間事業者が参入しやすい環境を整える必要があり、共同委託による発注規模の拡大などの広域連携方策についても検討すること。

(4)検討の目的

平成30年度までを目途に検討を行うことが望ましいこと。

(5)検討結果の公表

HP等により公表、広く住民に周知するとともに、議会へ説明

(6)検討結果の見直し

広域連携の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直し

### 2. 経営戦略の策定支援に係る地方財政措置

### 3. 検討体制の設置状況等の調査及び公表

検討体制の設置状況、検討状況について調査及び公表

総財営第 34 号  
平成 28 年 4 月 1 日

各都道府県総務部長  
(財政課、市区町村担当課扱い)  
各都道府県企業管理者  
各指定都市財政局長  
各指定都市企業局長

殿

総務省自治財政局公営企業経営室長  
( 公 印 省 略 )

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公営企業法等  
の運用について (通知)

地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。) 第 2 条第 1 項第 6 号に定める地方公営企業法の適用を受ける電気事業とは、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (公営企業に係る部分) の施行に関する取扱いについて (昭和 27 年 9 月 29 日自乙発第 245 号。以下「基本通知」という。) 第一章第一節三 (二) において、「原則として、電気事業法にいうそれぞれの事業」とされています。

しかしながら、電気事業法等の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 72 号) 第 1 条による改正後の電気事業法 (以下、「改正電気事業法」という。) において、電気事業の種類が見直されたことに伴い、各事業の詳細な定義等が電気事業法施行規則の一部を改正する省令 (平成 28 年経済産業省令第 64 号 平成 28 年 4 月 1 日施行) による改正後の電気事業法施行規則 (以下、「改正電気事業法施行規則」という。) において規定されたことにより、平成 28 年 4 月 1 日から法の適用を受ける電気事業の範囲が変更となります。

貴職におかれましては、下記事項に十分御留意の上、その運用に配慮されるとともに、貴都道府県内の市区町村並びに一部事務組合等に対しても、この旨御周知願います。その際には、現に公営企業として電気事業を行っていない団体であっても、一般会計で電気事業を行っている場合や、今後電気事業を行う場合等もあることに、御留意の上御周知願います。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添

えます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第一 地方公営企業法の適用を受ける電気事業の範囲に関する事項

#### 一 基本的考え方について

法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する地方公営企業法の適用を受ける電気事業とは、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて（昭和 27 年 9 月 29 日自乙発第 245 号。以下「基本通知」という。）第一章第一節三（二）において、「原則として、電気事業法にいうそれぞれの事業」とされている。

現行制度においては、法の適用を受けている電気事業は、電気事業法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する卸供給のみである。なお、売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除きほぼ通年継続的、反復的な売電を実施している事業者で、卸供給事業に該当しない者は、法非適用（地方公営企業法の規定を適用していない事業）の電気事業となることから、その経理は特別会計を設けてこれを行うこととされている。

今般の改正電気事業法において、電気事業とは、同法第 2 条第 1 項各号に規定する小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業とされたことから、これらの事業を実施する場合には、法の適用を受けることになる。

#### 二 発電事業の取扱い

法の適用を受ける発電事業は、改正電気事業法第 2 条第 1 項第 14 号において、「自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であって、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するもの」とされており、経済産業省令で定める要件は、改正電気事業法施行規則第 3 条の 4 第 1 項において、①出力が 1,000kW 以上であること、②出力の値に占める小売電気事業等用接続最大電力の値の割合が 50%（出力が 10 万 kW を超える場合にあっては、10%）を超えるものであること、③電力量に占める小売電気事業等の用に供するためのものの割合が 50%（出力が 10 万 kW を超える場合にあっては、10%）

を超えると思込まれることの3つの要件のいずれにも該当する発電用の電気工作物であって、それぞれの接続最大電力のうち小売電気事業等の用に供するためのものの合計が1万kWを超えることとされている。

ただし、改正電気事業法の発電事業であっても、一般会計における事業の附帯事業として発電事業を行っている場合及び他の公営企業の附帯事業として発電事業を行っている場合は、公営企業として取り扱う必要はないが、各団体の任意で当該発電事業を法が適用される電気事業とすることは差し支えない。

特に、現行の電気事業法において卸供給事業に該当せずに売電を行っている事業者で、改正電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業に該当することになる者のうち、一般会計や他の公営企業の附帯事業として発電事業を実施していない者については、法の適用を受けることから留意すること。

### 三 発電事業以外の電気事業の取扱い

一において、改正電気事業法に規定する電気事業を行っている場合には、法の適用を受ける電気事業となるが、例えば、改正電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売事業を実施する場合には、法の適用を受ける電気事業となることから、留意すること。

### 四 改正電気事業法の発電事業に該当しない売電事業を行っている場合の取扱い

改正電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業の要件を満たさないものの、売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除きほぼ通年継続的、反復的な売電事業を行っている場合には、当該売電事業は法非適用の電気事業となる。

## 第二 他の公営企業の附帯事業に関する事項

基本通知第一章第一節三（五）より、法定事業を他の法定事業の附帯事業として行うことはできないことから、法の適用を受ける電気事業を他の法定事業の附帯事業とすることはできない。

ただし、基本通知第一章第一節三（三）における「地方公営企業の経営に相当因果関係を持つこと」及び同節三（四）における「本来の事業に支障を生ずるものではなく、十分な採算性を有すること」の要件を満たした上で、他の公営企業の附帯事業として発電事業を行うことはできる。この場合、基本通知第一章第一節三（六）より、当該他の公営企業と一体として行われる

ものとして、予算決算関係書類も一体のものとして作成するが、日常の経理は、本来の事業と区分して行い、また、予算決算関係書類の中で、附帯事業を明らかにする等常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

### 第三 関連する通知の変更に関する事項

再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した売電事業を公営企業が行う場合の取扱いについて（平成 24 年 12 月 28 日付け総財公第 126 号、総財営第 72 号、総財準第 89 号）を以下の通り変更することとする。

本文「1」中

「電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 11 号に規定する…地方公営企業法第 2 条第 1 項に規定する電気事業に該当しないこと。」を

「電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）第 1 条による改正後の電気事業法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する発電事業は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 1 項に規定する電気事業に該当するところである（ただし、一般会計及び他の公営企業の附帯事業として行っているものを除く）。

買取制度による売電については、その発電設備の発電容量や年間発電電力量等が電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省令第 64 号 平成 28 年 4 月 1 日施行）による改正後の電気事業法施行規則第 3 条の 4 第 1 項に規定する要件に該当する場合には、発電事業となる。

従って、買取制度による売電事業（売電を主たる目的とする事業をいう。以下同じ。）を公営企業が行っているものの、発電事業に該当しない場合及び他の公営企業の附帯事業として売電事業を行っている場合は、地方公営企業法第 2 条第 1 項に規定する電気事業に該当しないこと。」に改める。

本文「2」中

「公営企業が行う買取制度による売電事業について、」を削除し、

「第一章第一節三（三）」を「第一章第一節三（三）、（四）」に、

「要件に該当する場合は、地方公営企業法第 2 条第 1 項に掲げる事業に附帯する事業として取り扱うこと。なお、その」を「要件を満たし、他の公営企業に附帯事業として買取制度による売電事業を行う」に、  
「平成 24 年度地方債同意等基準」（平成 24 年総務省告示第 155 号）」を「平成 28 年度地方債同意等基準」（平成 28 年総務省告示第 147 号）」に改め、次のなお書きを文末に加える。

「なお、基本通知第一章第一節三（五）より、法定の電気事業を他の法定

事業の附帯事業として行うことはできないことに留意すること。」

#### 第四 施行期日に関する事項

この改正は、改正電気事業法の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から適用すること。

以上



- 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）第一条による改正後の電気事業法（抄）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十三 略

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五～十八 略

2～3 略

- 電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省令第 64 号）による改正後の電気事業法施行規則（抄）

（発電事業に係る発電用の電気工作物の要件）

第三条の四 法第二条第一項第十四号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する発電用の電気工作物（以下「特定発電用電気工作物」という。）であつて、それぞれの接続最大電力（特定発電用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物（一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であつて、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電氣的に接続されているものを含む。）とを直接に電氣的に接続する地点（次項において「接続地点」という。）における最大の電力をいう。第四十五条の十九第二項第二号において同じ。）のうち小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業（第三号において「小売電気事業等」という。）の用に供するためのもの（第二号及び第四十八条の二において「小売電気事業等用接続最大電力」という。）の合計が一万キロワットを超えることとする。

一 出力が千キロワット以上であること。

二 出力の値に占める小売電気事業等用接続最大電力の値の割合が五十パーセント（出力が十万キロワットを超える場合にあっては、十パーセント）を超えるものであること。

三 発電する電気の量（発電のために使用するものを除く。）に占める小売電気事業等の用に供するためのものの割合が五十パーセント（出力が十万キロワットを超える場合にあっては、十パーセント）を超えると見込まれること。

2 略

- 地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて（昭和 27 年 9 月 29 日自乙発第 245 号）（抄）

## 第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

### 第一節 総則に関する事項

#### 三 法の適用を受ける企業の範囲

(二) 法定事業は、原則として、水道法、工業用水道事業法、軌道法、道路運送法、鉄道事業法、電気事業法及びガス事業法にいうそれぞれの事業であるが、水道事業には水道法にいう水道用水供給事業を含み、簡易水道事業及び下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)による下水道事業は除かれるものであり、軌道事業には軌道法が準用される無軌条電車事業を含むものであり、鉄道事業には、鉄道事業法にいう索道事業は含まれないものであること。

(三) 附帯する事業とは、地方公営企業の経営に相当因果関係を持ちつつ地方公営企業に附帯して経営される事業をいうものであるが、この場合における相当因果関係とは、附帯事業が、次のいずれかに該当する場合をいうものであること。

- 1 本来の事業と事業の性格上密接な関係にある場合
- 2 本来の事業に係る土地、施設等の資産、知識及び技能を有効活用する関係にある場合
- 3 本来の事業の実施により生じる開発利益に着目し、これを本来の事業の健全な運営に資するため吸収する関係にある場合

(四) 附帯事業は、本来の事業の健全な運営に資するために行われるものであるから、本来の事業に支障を生ずるものであってはならないことはもとより、十分な採算性を有することが必要であること。

(五) 法定事業を他の法定事業の附帯事業として行うことは、法第 17 条により、施行令第 8 条の 4 に掲げる場合を除きできないものであるが、法定事業以外の事業は、地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）第 46 条に掲げる事業であっても、法定事業の附帯事業になりうるものであること。

(六) 附帯事業は、本来の事業と一体として行われるものである以上、予算決算関係書類も一体のものとして作成されるものであること。ただし、附帯事業を行う趣旨にかんがみ、日常の経理は、本来の事業と区分して行い、また、予算決算関係書類の中で、附帯事業を明らかにする等常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した売電事業を公営企業が行う場合の取扱いについての一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した売電事業を 公営企業が行う場合の取扱いについて</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第4条に規定する特定契約（以下「特定契約」という。）に基づく電気の供給（以下「買取制度による売電」という。）を公営企業が行う場合の取扱いについて、下記のとおり留意点をまもりましたので通知します。</p> <p>また、貴都道府県内市区町村等に対しても、その旨周知をお願いします。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。</p> <p>記</p> <p>1 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条による改正後の電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する電気事業に該当するところである（ただし、一般会計及び他の公営企業の附帯事業として行っているものを除く）。</p> <p>買取制度による売電については、その発電設備の発電容量や年間発電電力量等が電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第64号 平成28年4月1日施行）による改正後の電気事業法施行規則第3条の4第1項に規定する要件に該当する場合には、発電事業となる。</p> <p>従って、買取制度による売電事業（売電を主たる目的とする事業をいう。以下同じ。）を公営企業が持っているもの、発電事業に該当しない場合及び他の公営企業の附帯事業として売電事業を行っている場合は、地方公営企業法第2条第1項に規定する電気事業に該当しないこと。</p> <p>2 「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行について」（昭和27年9月29日自乙発第245号。以下「基本通知」という。）第一章第一節三（三）、（四）に掲げる要件を満たし、他の公営企業に附帯事業として買取制度による売電事業を行</p>	<p>再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した売電事業を 公営企業が行う場合の取扱いについて</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第4条に規定する特定契約（以下「特定契約」という。）に基づく電気の供給（以下「買取制度による売電」という。）を公営企業が行う場合の取扱いについて、下記のとおり留意点をまもりましたので通知します。</p> <p>また、貴都道府県内市区町村等に対しても、その旨周知をお願いします。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。</p> <p>記</p> <p>1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第11号に規定する卸供給に該当する事業は、従来から、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する電気事業に該当すると解してきたところである。</p> <p>今般導入された買取制度による売電については、特定契約において、電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者から求めがあった場合に確実に発電することができるとする発電出力である供給電力を定め、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第3条各号に規定する要件に該当しない限り、卸供給に該当しないものと解される。従って、買取制度による売電事業（売電を主たる目的とする事業をいう。以下同じ。）を公営企業が、卸供給に該当しない場合は、地方公営企業法第2条第1項に規定する電気事業に該当しないこと。</p> <p>2 公営企業が買取制度による売電事業について、「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて」（昭和27年9月29日自乙発第245号。以下「基本通知」という。）第一章第一節三（三）に掲げる要件に該当する場合は、地方</p>

う場合は基本通知第一章第一節三（六）に示しているとおおり、日常の経理は、本来の事業と区分して行い、また、予算決算関係書類の中で、附帯事業を明らかにする等常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

また、公営企業に附帯する事業として買取制度による売電事業を行う場合について、「平成28年度地方債同意等基準」（平成28年総務省告示第147号）第二の二1（二）（12）に基づき、当該公営企業に係る地方債を起すことができること。

なお、基本通知第一章第一節三（五）より、法定の電気事業を他の法定事業の附帯事業として行うことはできないことに留意すること。

3 買取制度による売電は、効率的に事業が実施された場合に通常要する費用等を基礎とし、再エネ特措法第3条第2項に規定する特定供給者が受けるべき適正な利潤等を勘案して調達価格が定められるものであることから、公営企業が行う買取制度による売電事業に要する経費に対しては、地方交付税措置を行わないこと。

公営企業法第2条第1項に掲げる事業に附帯する事業として取り扱うこと。

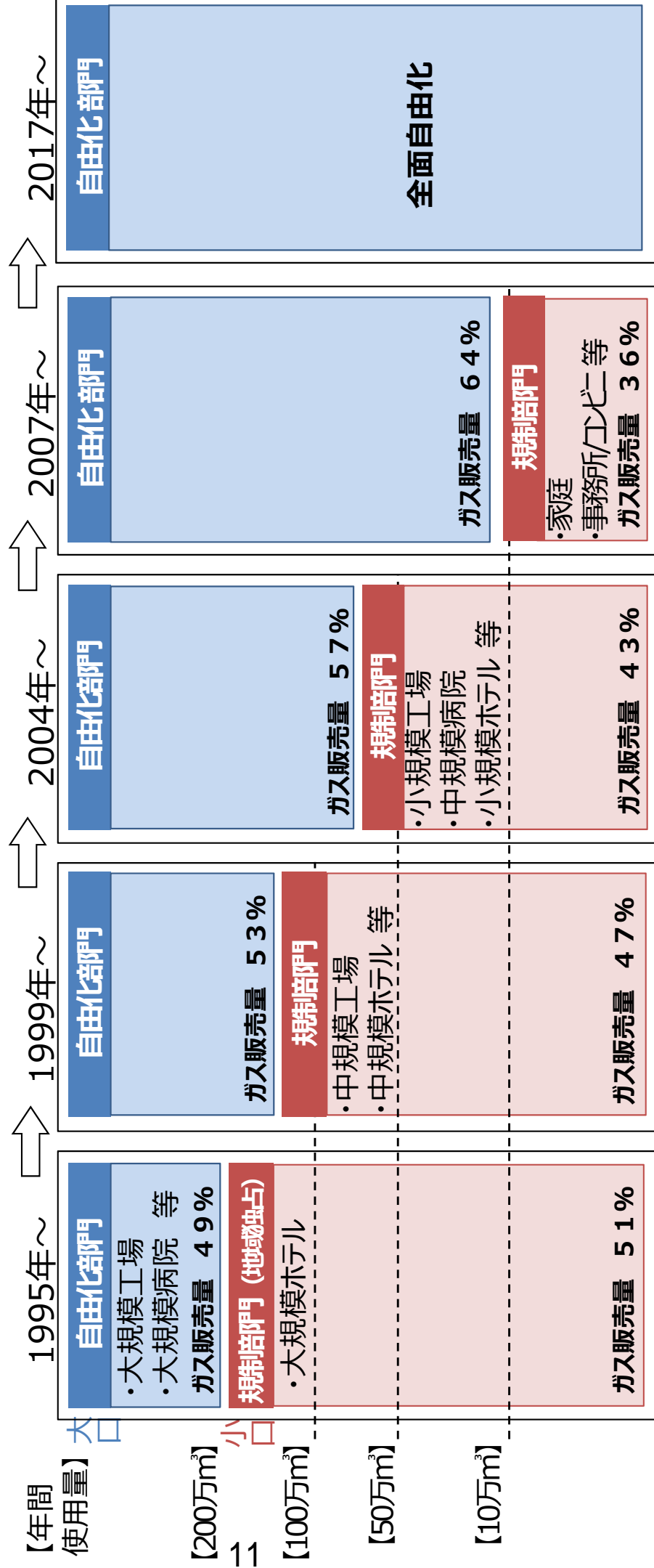
なお、その場合は基本通知第一章第一節三（六）に示しているとおおり、日常の経理は、本来の事業と区分して行い、また、予算決算関係書類の中で、附帯事業を明らかにする等常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

また、公営企業に附帯する事業として買取制度による売電事業を行う場合について、「平成24年度地方債同意等基準」（平成24年総務省告示第155号）第二の二1（二）（12）に基づき、当該公営企業に係る地方債を起すことができること。

3 買取制度による売電は、効率的に事業が実施された場合に通常要する費用等を基礎とし、再エネ特措法第3条第2項に規定する特定供給者が受けるべき適正な利潤等を勘案して調達価格が定められるものであることから、公営企業が行う買取制度による売電事業に要する経費に対しては、地方交付税措置を行わないこと。

# 都市ガスの小売全面自由化

- 都市ガスの供給については、これまで都市ガス会社が独占的に供給してきたが、1995年から大口を対象とした部分自由化を開始。
- 家庭などの小口については、現在も都市ガス会社による供給独占となっており、今回の小売全面自由化により、都市ガス会社以外の者が全ての需要に対して供給することが可能となる（2017年4月1日）。

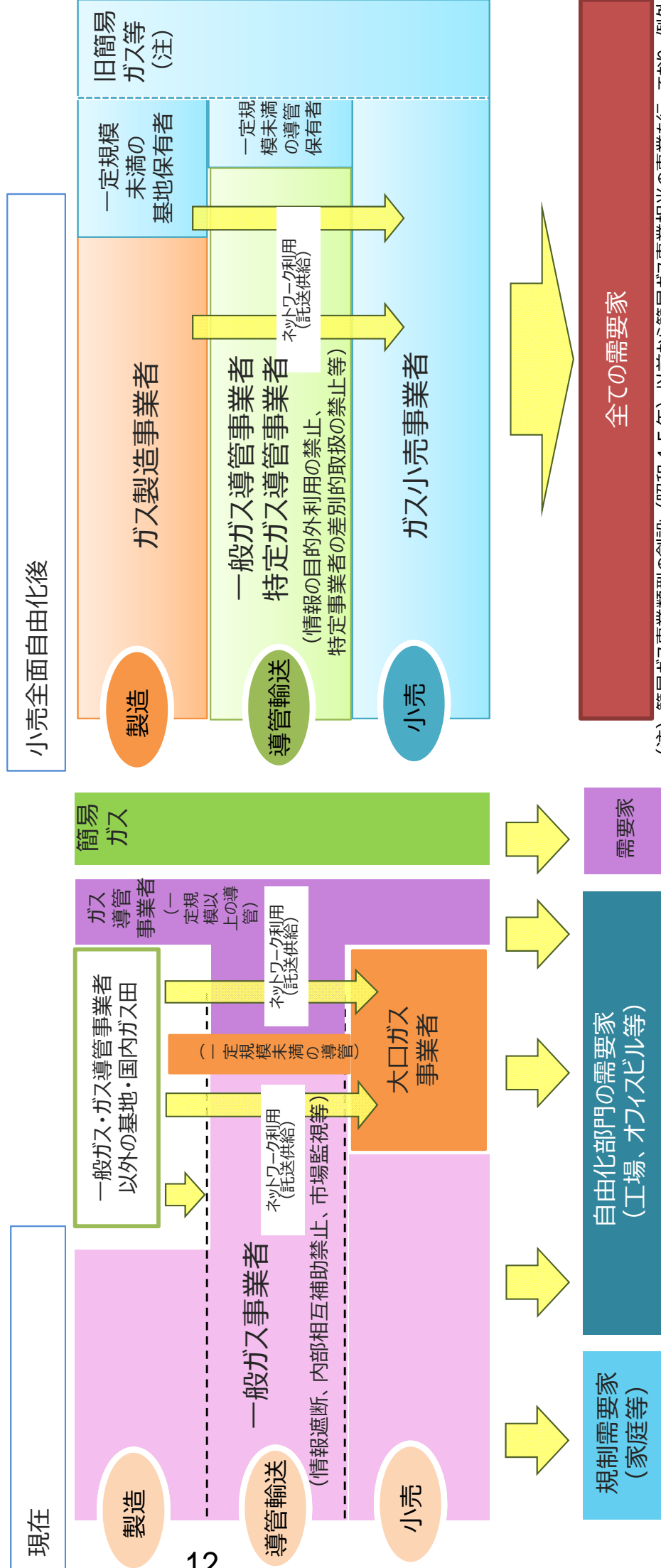


(注1) 小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進展してない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。

(注2) 年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手10社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合（平成25年度実績）。

# 小売全面自由化に伴う事業類型の見直し

- 小売全面自由化に伴う「一般ガス事業」制度の見直しとあわせて、現行のガス事業法の事業類型も抜本的に見直す。
- 具体的には、一般ガス事業者等の現行の事業類型は廃止し、ガス事業を「ガス小売事業者」「一般ガス導管事業者」「特定ガス導管事業者」「ガス製造事業者」に再分類するとともに、それぞれの事業の特性に応じて、事業規制や各種義務を課すこととする。



(注) 簡易ガス事業類型の創設 (昭和45年) 以前から簡易ガス事業相当の事業を行っており、例外的に一般ガス事業者と整理されてきた者については、小売全面自由化後は簡易ガス事業者同様、製造・導管部門も含めてガス小売事業者と整理する。

# ガス小売事業者

- 一般の需要に応じ、導管によりガスを供給する事業者を「ガス小売事業者」として位置づける。
- ガスの安定供給の確保と家庭を含む利用者の保護が重要であることから、ガス小売事業を営もうとする事業者に対しては、事業開始前に**経済産業大臣の登録**を受けることを求める。

## ガス小売事業者

### 【事業規制】

- ◆ 経済産業大臣による**登録制**（※）【3】

（※）登録に際しては、小売供給に係る必要な供給能力を確保する見込みがあるか等、ガス小売事業者としての適格性を備えているかを確認し、備えてなければ登録を拒否しなければならない。【6①】

### 【主な義務・規制】

- ◆ 需要に応ずる**供給能力の確保義務**【13①】
- ◆ 利用者に対する料金その他の**供給条件の説明義務**【14①】
- ◆ 締結内容の**書面交付義務**【15①】
- ◆ 苦情処理義務【16】、名義貸しの**禁止**【17①】
- ◆ ガスの供給等についての供給計画を作成し、**経済産業大臣に届け出る義務**【19①】
- ◆ 経済産業大臣からの報告徴収【171】・**立入検査**【172】・**業務改善命令**【20】に従う義務 等

## 該当すると想定される事業

- ◆ 一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業の**小売部門**
- ◆ 一般ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業等の**小規模LNG基地部門**（サテライト基地を含む）
- ◆ 簡易ガス事業（注）の**製造部門・導管部門**
- ◆ 大口ガス事業の**導管部門**

（注）簡易ガス事業類型の創設（昭和45年）以前から簡易ガス事業相当の事業を行っており、例外的に一般ガス事業者と整理されてきた者については、小売全面自由化後は簡易ガス事業者同様、製造・導管部門も含めてガス小売事業者と整理する。

## 一般ガス導管事業者

- 許可を受けた供給区域において、自らが維持・運用する導管により託送供給を行う事業を営む者を「一般ガス導管事業者」として位置づける。
- 導管網の整備を促進し、既存導管の適切な維持・管理を行わせる観点から、現行一般ガス事業と同様に経済産業大臣の許可制とし、実質的な地域独占を維持する。

### 一般ガス導管事業者

【事業規制】  
◆ 経済産業大臣の許可制 (※) 【35】

(※) 許可基準としては、その一般ガス導管事業者の開始によって、その導管を敷設する区域の全部又は一部においてガス工作物が著しく過剰にならないことなどがある。【37】

【主な義務・規制】

- ◆ 託送供給義務【47①】 (託送料金を含む託送供給約款の認可制【48①】)
- ◆ 最終保障供給義務【47②】 (最終保障供給約款の変更命令付き届出制【51①】)
- ◆ 託送供給関連業務に関する行為規制 (情報目的外利用の禁止、不平等取扱いの禁止) 【54】
- ◆ 供給計画を作成し、経済産業大臣に届け出る義務【56①】
- ◆ 経済産業大臣からの報告徴収【171】・立入検査【172】・業務改善命令【57】に従う義務
- ◆ 導管接続に係る協議応答義務【85】

### 該当すると想定される事業

- ◆ 一般ガス事業者の導管部門